

建設工事における現場代理人の兼任に係る取扱いについて

令和5年6月13日

東御市で使用する建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第10条第3項の規定により現場代理人の常駐義務を緩和する措置について、次のとおり取扱うこととする。

1 現場代理人の兼任が可能となる工事

発注者が、工事内容、工事の時期及び工事現場の状況などから総合的に判断し、兼任可能と判断した工事については兼任を認める。

(1) 次のいずれかに該当する期間のうち、携帯電話等により監督員との連絡体制が確保されると認められる場合で、発注者と受注者の間で設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明確になっている工事

① 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間

<例>現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

② 契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全面的に一時中止している期間

<例>工事用地等の確保が未了、自然災害の発生等

③ 工場製作のみが行われている期間

<例>橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作期間

④ 現場作業終了後、事務手続き、後片付けのみが残っている期間

⑤ 災害復旧工事等の早急な対応が必要な場合で、発注者が特に認める期間

(2) 次の条件を全て満たす工事

① 東御市が発注した工事であること。ただし、国又は長野県等が発注した工事（以下「他の公共機関の工事」という。）において、当該発注機関の長が兼任を認めた場合はこの限りではない。

② 一の現場代理人が兼任することができる工事の数は、2件までとする。ただし、兼任を希望する工事が全て東御市が発注した単独事業であり、かつ当初の請負代金額（予定価格が130万円未満の工事を除く）の合計金額が800万円未満の場合は、工事の数にかかわらず兼任できるものとする。

③ 工事の当初の請負代金額は、全て4,000万円未満（建築一式工事の場合8,000万円）であること。ただし、建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いに該当する工事はこの限りではない。

④ 工事場所は、全て東御市内であること。

⑤ 兼任する東御市発注工事等の現場には連絡員を配置すること。

2 兼任を認めることができない工事

(1) 交通量10,000台/日以上片側通行規制工事

(2) 労働安全衛生規則第90条に該当する工事

(3) 難易度、施工内容、労働災害・公衆災害の恐れがあることなどから兼任を認めることができないと発注者が判断した工事

3 兼任を認める場合のその他条件

- (1) 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること
- (2) 現場代理人は、工事現場を離れる際には、監督員又は連絡員と連絡が取れる体制を構築するとともに、工事現場の安全管理等の対策を図り、連絡員等に必要な指示を行うこと。
- (3) 兼任する工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、若しくは兼任の承認条件を満たしていないと発注者が判断し指示した場合は、新たに常駐の現場代理人を配置すること。
- (4) 兼任が認められる場合においても、労働安全衛生規則別表第7「機械等の種類」欄に記載されている機械等を使用する期間については、現場代理人は当該工事現場に常駐すること。
- (5) 配置する連絡員は、元請の社員（雇用契約あり。雇用期間は問わない。）であること。

4 現場代理人の兼任に関する手続き等

(1) 兼任届の提出

受注者は、兼任が発生する工事の事後審査書類又は契約書と併せ、現場代理人兼任届（様式1）及び連絡員配置届（様式2）を発注者へ提出する。既に契約中の東御市が発注した工事と他の公共機関の工事を兼任する場合は、他の公共機関の工事の契約締結前に、現場代理人兼任届（様式1-2）及び連絡員配置届（様式2）を発注者へ提出する。

なお、現場代理人兼任届の様式については、必要に応じ適宜変更又は削除して使用する。

(2) 発注者による審査

担当課等の長は、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障があるか、ないかを見極めた上で、現場代理人の兼任の可否を判断する。

(3) 受注者への回答

① 兼任を認める場合

兼任を認め、提出書類を受理する旨を通知や電話等により伝える。

② 兼任を認めない場合

兼任を認めない旨を現場代理人兼任届に記入のうえ受注者に返却する。

5 現場代理人を途中で変更する場合の条件

受注者は、原則として届け出た現場代理人を変更することができない。

ただし、次のいずれかによる場合には、発注者との事前協議により発注者が工事の施行継続に支障がないと認める場合に限り、現場代理人を変更できる。

- (1) 現場代理人の退職又は疾病による休暇等、個人的事情であるが真にやむを得ないと認められる場合（人事異動等、受注者の業務管理上の事由は除く。）
- (2) 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作現場を含む工事であって、施工が工場から現場へ移行する時点で交代する場合
- (3) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等、受注者の責によらない事由により相当期間工事に着手できず、又は中断された後再着手した場合
- (4) 受注者の責に寄らない事由により工事中止（部分中止は除く。）となった場合、又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

- (5) ダム、トンネル等の大規模な工事であって、ひとつの契約工期が多年に及ぶ場合
- (6) その他、受注者の都合によるもので、契約担当機関との協議により、工事の施工継続に支障がないと認める場合

6 適用期日

令和5年10月1日以降契約する工事から適用する。